

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会 港湾分科会
環境部会 洋上風力促進小委員会 合同会議(第13回)

資料 2

再エネ海域利用法に基づく事業者選定の 評価の考え方等についての意見及び要望



2022年5月30日

一般社団法人 日本風力発電協会
(Japan Wind Power Association)

<http://jwpa.jp>

合同会議(第12回)で示された事務局資料1に対する意見等(1/3)

<見直しの方向性についての基本的な考え方>

- **実現すべき重要政策:** エネルギー基本計画で設定した2030年度までに5.7GW以上を運転開始させるため、セントラル方式を導入するまでの過渡期には「早期運転開始」と「国内産業基盤形成」に重点を置くべき。
- **促進区域の規模と数:** 今後の促進区域を魅力的且つ計画的な競争市場とすることが重要なため、1区域当りの公募容量の大規模化(最低500MW~1GW程度)と共に、毎年複数の促進区域で公募を実施し全体規模を拡大(より沖合の共同漁業権エリア以外も含めて区域指定)すべき。因みに、英国スコットランドの直近の入札では17Projectsで25GW(平均1.5GW/Project)となっており、規模の拡大が進んでいる。

(1)「評価の大枠」及び「配点の考え方」について(資料1の6~8ページ)

- 価格等120点(供給価格80点+事業計画の迅速性40点)及び事業実現性120点(事業実施能力60点+地域調整、波及効果60点)とすべき。
- 重要な「運転開始時期」は価格等に含めて評価し、「事業実現性」については最高点の事業者を自動的に120点に換算する方式を導入すべき。

合同会議(第12回)で示された事務局資料1に対する意見等(2/3)

(2)「各評価項目の考え方」について

- 資料1の7ページ「事業計画の実行面」: 運転開始前(建設)より運転開始後(運転)に比重を置いた得点配分とすべき。
- 資料1の9ページ「事業計画の迅速性」: 最速の提案を基準(最高点40点)とし月単位で相対評価(24ヶ月まで一月毎に配点、24ヶ月を超えて遅いものは0点に)し、価格点評価の項目とすべき。
- 資料1の14ページ「運転開始までの事業計画(スケジュール、配置計画、設備構造、施工計画、工事工程)」: 全ての公募参加者が事前に地盤調査データを保有しているわけではない中で、「⑥支持構造物の動的解析(時刻歴応答解析)の実施」を最低限必要なレベルとして求めるのは非現実的。従って、国は、風況、気象・海象データに加えて、特に海底地盤データ(区域の地盤特性に応じた複数箇所の調査(SPT/CPT)結果)を公募の際に提供すべき。
- 資料1の17ページ「関係行政機関の長等との調整能力」: 国内洋上風力発電・・・との調整実績、国内陸上風力発電・・・との調整実績は、全て「国内風力発電・・・との調整実績」とすべき。
- 資料1の19～21ページ「地域経済波及効果」「国内経済波及効果」: 事務局案では具体性に乏しいため、具体的な評価基準を示すべき。
- 資料1の20ページ「知事意見聴取手続の進め方案」: 公正な評価を実施するため、国は、漁業関係者等地元関係者の意見を直接聴取(ヒアリングを実施)すべき。

(3)「価格点算出方法案」について(資料1の22～25ページ)

- FIP制度の適用: FIP制度の適用には諸課題(アグリゲーターの確保、発電出力予測の技術向上とサービス拡充、時間前市場の充実、インバランスの担い手確保、ファイナンス組成)が有り、FIPへの移行の環境が整っていないため、早急に環境整備を実施すべき。

合同会議(第12回)で示された事務局資料1に対する意見等(3/3)

(4)「複数区域同時公募時の落札制限案」について(資料1の26～27ページ)

- 一者当りの落札制限をかける場合は、1GWに限らず、今後の公募容量の変動も踏まえ、複数区域同時公募の合計系統容量に対する一定比率を定めてはどうか。
- この場合、具体例に示されたように同時期複数区域の公募に際し、異なる区域にまたがる全てのコンソーシアムの構成企業を同一とすることは非現実的につき、例えば、制限対象者は代表企業のみとし、当該企業が代表企業である案件の出資比率に応じた持ち分容量の累積が一定比率を超える場合は落札上限に達したとみなし、残る応札区域の提案を無効とすること等、市場の実態に整合する制度設計にしてはどうか。

(5)「その他」について

- 物価変動への対処措置: COVID-19の長期的影響とウクライナ情勢の影響が長期化することで、今後の著しい物価上昇は回避できない状況。入札から運転開始まで長期間を要することから、次回以降の公募では物価変動への対処措置を講ずるべき。
- 第三者委員会の委員名: 再エネ海域利用法に基づく海域の占用は、30年間という長期に亘って公有財産を利用するものであり、公平性、透明性の観点から委員の氏名は公表すべき。実際、港湾法に基づき長期占用のための公募を実施した鹿島港及び北九州港の洋上風力案件では評価・選定委員会の委員名を公表していることから特段の問題はないと考える。委員への働きかけ等のリスクについては、例えば、「事業者選定手続きの公平性、透明性及び競争性を阻害する」行為として、公募占用指針で失格要件(当該公募案件のみならず今後の公募への参加も制限する等)とすることで回避できると考える。